

認知症対応型共同生活介護及び
介護予防認知症対応型共同生活介護事業
介護保険事業所番号 3 4 7 1 5 0 3 4 7 8

鞆の浦・さくらホーム 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社 親和 が運営する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 鞆の浦・さくらホーム（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称、所在地及び場所は、次のとおりとする。

- 1 名 称 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 鞆の浦・さくらホーム
- 2 所在地 広島県福山市鞆町鞆552番地

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤・介護職兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（非常勤・介護職兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連繋する施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 看護職員 1名（非常勤1名）
看護師は利用者に対し日常的な健康管理、利用者の状態悪化における医療機関（主治医）との連絡・調整、及び看取りに関する指針の整備等を行う。

④ 介護職員 11 名（常勤・兼務 1 名、常勤 4 名、非常勤 6 名）

介護職員は介護計画に基づき、介護業務を行う。

（利用定員）

第 6 条 利用定員は 9 名とする。

（介護の内容）

第 7 条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談、援助

（介護計画の作成）

第 8 条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常に、その実施状況についての評価を行う。

（利用料等）

第 9 条 本事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- ①家賃 50,000 円、
 - ②食材費 (1,400 円／1 日) 42,000 円／月 (30 日の場合)
 - ③管理費 20,000 円／月
 - ④水道光熱費 10,000 円
 - ⑤オムツ代 紙パンツ 実費
尿取りパット 実費
 - ⑥その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 月の中途における入居又は退去については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。
 - 4 退去時の居室等の汚損・破損に伴うクリーニング費、整備費は、利用者が実費を負担するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第 10 条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援 2 者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

②自傷他害のおそれがないこと

③常時医療機関において治療をする必要がないこと

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録整備など必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第14条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品などの清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または、協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

（行動制限）

第16条 本事業所は、利用者や他の利用者などの生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、利用者に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与などによる行動制限を行いません。

- 2 本事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与などによる行動制限を行う場合は、事前に、利用者及び利用者代理人に対し、行動制限の根拠、内容及び見込まれる期間について十分な説明を行うものとする。
- 3 本事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与などによる行動制限を行う場合は、介護サービス記録に次の事項を記載するものとする。

①行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び行動制限を実施した期間

②利用者及び利用者代理人に対して行った説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

（非常災害対策）

第17条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備え、年に2回、避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

この規程は、平成16年4月1日から施行する

平成18年4月1日管理者、計画作成者変更、介護予防を含む

平成20年7月1日改定。

平成21年5月1日改定。

平成22年3月1日改定。

平成25年2月1日改定

平成25年6月1日改定（管理者、計画作成者）

平成26年4月1日改定（食費）

平成28年1月1日改定（社名、介護職員数）

平成29年10月1日（職員数）

平成30年12月1日下線部改定（職員数）

令和2年9月1日下線部改定（家賃、食材費、管理費）

令和4年1月20日下線部改定（職員数）